

通報等の取扱いに 関する規程

(特非) 富士山測候所を活用する会

理事長 畠山 史郎

(趣旨)

特定非営利団体活動法人富士山測候所を活用する会(以下「当法人」という)では、競争的研究資金に係る者すべては、不正行為に該当する一切の関与をしないことを念頭に活動を実行する。しかしながらそれに反する情報入手がある場合の対応について定める。

(目的)

第1条 この規程は、当法人における研究者の研究活動において、不正行為が行われた場合の対応等を定めることにより、当法人及び研究者の社会的責務を果たすことを目的とする。

(通報等の受付窓口)

第2条 研究活動の不正行為および研究費の不正使用に関する申立て等を受け付ける窓口は法人事務局総務係とする。

2 申立て等を受付けた法人事務局総務係の担当者は、自己との利害関係を持つ申立て等である場合は、利害関係のない担当者に交代し申立て等を受付ける。

(通報等の取扱い)

第3条 不正行為に関する通報は、原則として顕名により行われるものとし、次に掲げる事項を明らかにしたもののみ受付ける。

- (1) 不正行為を行った疑いのある者(以下「被告発者」という)の氏名、

研究グループの名称

- (2) 不正行為及び研究費の不正使用の態様、事案の内容

- (3) 不正行為と判断出来る科学的合理的理由及び実証的な証拠

2. 匿名による通報は、内容に応じて、顕名での通報と同様の取り扱うものとする。

3. 通報を受付けた場合、総務係は通報者に通報を受付けた旨を通知し、速やかに事務局長に報告し、事務局長は研究センター長へ報告を行う。

4. 事務局長は、当該事案に係わる研究が、配分機関の資金により行われていた場合、当該調査の要否を配分機関に報告する。

(通報者・被通報者の保護等)

第4条 通報された不正行為に関する事案は、通報者の了承がない限り、通報を知る立場にある者は被通報者に告発者が特定されないよう十分に配慮し、また調査結果の公表まで第三者に漏洩しないよう秘密保持に徹底する。

2. 研究センター長は、単に通報があったことのみを理由に、通報者及び被通報者に対し、研究活動の制限・解雇・その他不利益な取扱い等をしてはならない。

(予備調査)

第5条 研究センター長は理事長に予備調査の開始を求めるものとする。又理事長はその求めに応じ、通報内容の可能性及び合理性等について、速やかに予備調査するものを理事の中から指名し(以下、「担当理事」という)その任に当たらせる。担当理事は、当該通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者を選任することとし、利害関係がなければ学術科学委員会委員長を

原則として選任する。

2. 担当理事は、通報者からの事情聴取または通報書に基づき、不正行為が行われた可能性・通報内容の合理性について調査を行い、通報を受理した日から原則30日以内に、理事長及び研究センター長へ予備調査結果報告をする。

3. 担当理事は、予備調査において被通報者に対し弁明の機会を与えなければならない。

4. 研究センター長は、予備調査結果を受けて、通報が成された事案の本調査の可否判断を速やかに行い、又その判断結果を理事長へ報告を行う。

5. 研究センター長は、調査実施が不要と判断した場合、事務局長及び研究部長にその旨を指示する。

7. 事務局長は、通報者・担当理事に速やかに通知する。当該事案に係わる研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該研究費配分機関及び文部科学省にも通知する。予備調査に係わる資料・予備調査結果報告書等を保存し、配分機関や通報者の求めに応じて開示するものとする。

(本調査)

第6条 研究センター長は、前項4. 項の報告を受けて、更なる調査が必要と認めた場合、10日以内に本調査を開始する。

2. 研究センター長は、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し調査への協力を求める。被通報者が当法人以外の機関に所属している場合には、当該所属機関にも通知する。

3. 研究センター長は、当該事案に係わる研究が配分機関の資金により行われていた場合は、該当配分機関及び文部科学省に

対し、本調査を行う旨を報告し、調査方針・調査対象・調査方法について協議する。

(本調査の通知・報告)

第7条 研究センター長は、不正行為調査委員会(以下、「本委員会」という。)を設置し、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者へ通知する。

2. 本委員会は、担当理事を含む理事にて組織し、委員長は研究センター長とする。また、該当通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者若干名を選任する。法律及び会計等の専門的知識を有する当法人以外の者も含めることとする。

3. 通報者及び被通報者は、本調査実施通知を受取った翌日から10日以内に理由を添えて研究センター長に異議申し立てをすることが出来る。なお、異議申立てがあった場合、研究センター長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断するときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施等)

第8条 研究センター長は、本委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。通報者及び被通報者等の関係者は、本調査に誠実に協力をしなければならない。

2. 研究センター長は、被通報者に対し、必要に応じて本調査終了まで調査対象の研究費の使用停止を命ずることが出来る。なお、通報内容に係わらない研究及び研究費に関しては、本調査に影響しない範囲内であれば研究活動の制限をしないこととする。

3. 本委員会は、申し立て等に係わる研究等に関して、証拠となる資料等を保全する

ことを目的に、関連する研究室等を一時閉鎖などの措置を執ることが出来る。

4. 通報内容が研究活動に関する不正行為の場合、調査委員会は、該当研究に係わる実験・実験ノート・実験資料・生データの資料等の精査、関係者へのヒアリング等により調査を行う。この場合、被通報者からの弁明の機会を設ける。

5. 通報内容が研究費の不正使用行為の場合、各種伝票・収支簿・申請書・報告書・理由書・預金通帳等の関係書類の精査、関係者等のヒアリング等により調査を行う。この場合、被通報者からの弁明の機会を設ける。

(調査結果の認定)

第9条 研究活動に関する不正行為を被通報者が否認する説明において、定められた保管期間内の実験ノート・実験資料・機器・生データの資料等の不存在（ただし、定められた保管期間内の保管が難しいものに対しては、状況を証明出来るもの（写真・書類（作成者・作成日・理由を必須項目とする）等）をもって代えることが出来る）や、再実験での実証が示せない場合は不正行為と見なす。

2. 研究費不正使用に関する行為を被通報者が否認する説明において、各種伝票・収支簿・申請書・報告書・理由書・預金通帳等の不存在などにより実証が示せない場合は、更に事務局職員へのヒアリング調査を行い、事務局内業務についても精査する。その上で、合理的実証が認められない場合は不正行為と見なす。

3. 本委員会は、本調査による調査結果に基づき、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の有無とその程度等について認

定する。

4. 本委員会は、該当本調査を不正と認定する場合、次の内容を含む本調査結果報告書を作成する。

(1) 不正行為・不正使用の、経緯・概要・相当額、及び調査体制と調査内容と調査結果。

(2) 不正行為・不正使用に、関与した者とその関与の程度。

(3) 研究活動の不正行為の場合は、不正行為と認定された研究に係る当該論文等および該当研究における役割。

(4) 不正使用に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況

(5) 再発防止計画

5. ねつ造・改ざん・盗用に関する不正行為については文部科学省のガイドラインの報告書作成要領に従い文書を作成する。

(本調査結果の通知及び報告)

第10条 本委員会委員長は、当該本調査結果を理事長・通報者・被通報者へ文章で通知する。当該事案に係わる研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該研究費配分機関及び文部科学省にも文書で通知する。資金配分機関等への最終報告書の提出は、通報を受理した日から210日以内を期限とする。ただし、期限までに本調査が完了しない場合は、調査中間報告書を資金配分機関及び文部科学省へ文書で通知する。

(不服申立て)

第11条 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が認定された被通報者と悪意に基づく通報と認定された通報者は、本調査結果通知を受けた日から起算して30日

以内に理事長に対して不服申立てをすることが出来る(以下「不服申立者」という)。なお、不服申立てを行う場合は、当該本調査結果を覆すに足る資料等を併せて提出する。

2. きは、不服申立者が被通報者の場合通報研究センター長は、不服申立てがあったと者へ(以下「被不服申立者」という)、不服申立者が通報者の場合被通報者へ(以下「被不服申立者」という)通知する。また、当該事案に係わる研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該研究費配分機関及び文部科学省にも通知する。

3. 不服申立ては、1回限りとする。
(不服申立ての再審査)

第12条 不服申立て再審査は、不正調査委員会が行うものとする。ただし、新たな専門性に関する不服申し立てについては、有知識者の追加・調査委員の交代をして調査する。他、調査委員の変更を必要とする相当の理由を認める場合はこの限りではない。

2. 不正調査委員会は、不服申立て当該問題に関する有知識者を加え、趣旨・理由等を勘案し、再調査必要性の有無を30日以内に決定し、再調査を必要とする決定の際は、被不服申立者へ通知する。被不服申立者が所属する機関および資金配分機関等にその旨を通知する。

3. 再審査の結果報告期限は、再審査を開始した日から90日以内とする。

4. 再審査の結果は、理事長へ報告する。

5. 理事長は、不服申立者・被不服申立者が当法人でない機関に属する場合被不服申立者が属する機関へ文書で通知する。また、当該事案に係わる研究が配分機関の資金

により行われていた場合には、当該研究費配分機関及び文部科学省にも文書で通知する。

6. 不服申立てを却下した場合はその旨を不服申立者に通知する。また、当該事案に係わる研究が配分機関の資金により行われていた場合には、当該研究費配分機関及び文部科学省にも文書で通知する。

(調査結果の公表)

第13条 理事長は、研究活動において不正行為が行われたことを認定した場合は、本調査結果を当法人内へ周知し、次に示す内容をホームページ等で公表する。

(1)不正に関与した者の氏名・所属・不正内容・公表までに行った措置の内容

(2)不正調査委員の氏名・所属・調査方法手順また、悪意に基づく通報と認定した場合もホームページで公表する。ただし、合理的な理由がある場合には、不正に関与した者の氏名・所属を非公開とすることが出来る。

2. 理事長は、調査事案の外部漏洩が認められた場合、不正行為と認定されなかった当該事案において、調査結果を公表することが出来る。

(措置)

第14条 理事長は、調査委員会の報告に基づき、研究活動の不正行為および研究費の不正使用があったと認めたときは、その重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(1) 研究活動の不正行為および研究費の不正使用が認定された被申立者に対する、研究費の返還命令

(2) 研究活動の不正行為および研究費

の不正使用が認定された被申立者に対する、関連論文の取り下げ等の勧告

(3) その他、研究活動の不正行為研究費の不正使用が認定された被申立者の研究不正行為の排除および大学の信頼性回復のために必要な措置。

2 研究活動の不正行為および研究費の不正使用が認定された被申立者と関係者、および悪意に基づく申立てを行ったと認定

された申立者については、第 18 条第 1 項により報告を受けた法人理事長が、法人内に懲戒委員会を設置し、検討の上懲戒処分を行う。また、必要に応じて法人にて告訴または告発の手続きを進める。

附則 この規定は 2020 年 1 月 27 日に施行し、即日発効する。